

議案第 8 2 号

長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例

長与町働く婦人の家条例（昭和57年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第10条第1項を次のように改める。

婦人の家を使用する者は、別表(1)による婦人の家使用料を収めなければならない。
第10条第2項中「(公共的目的に使用する場合を除く。)」を削る。

別表(1)を次のように改める。

(1) 婦人の家使用料

(単位：円)

種別	区分	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
		町民	町民以外	町民	町民以外
講習室		100	210	160	320
軽運動室		100	210	160	320
料理実習室		100	210	160	320
研修室		100	210	160	320
集会室		100	210	160	320
教養娯楽室		100	210	160	320
相談室		100	210	160	320

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与町働く婦人の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。